

【議題4】

第5次和泉市障がい者計画及び第7期和泉市障がい福祉計画・
第3期和泉市障がい児福祉計画策定について

第5次和泉市障がい者計画・ 第8期和泉市障がい福祉計画・第4期和泉市障がい児福祉計画策定方針

1. 障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

（1）障がい者計画（障害者基本法）

障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画で、日常生活や社会生活における障がい者施策やまちづくりの取り組みに関する計画として、①施策の体系化と相互連携、②各種施策の課題・目標と具体的な方策について定めようとするもの。

（2）障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障がい福祉サービスの提供体制の確保などに関する計画として、①障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保、②各年度における障がい福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援の種類ごとの必要な見込量、③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めるものである。その他、④障がい福祉サービスなどの必要な見込量の確保の方策、⑤関係機関との連携に関する事項についても定めようとするもの。

（3）障がい児福祉計画（児童福祉法）

障がい児通所支援の提供体制の確保などに関する計画として、①障がい児通所支援、障がい児相談支援の提供体制の確保、②各年度における障がい児通所支援、障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量、③障がい児通所支援などの必要な見込量の確保の方策、④関係機関との連携に関する事項についても定めようとするもの。

2. 障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定にかかる体制

障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたっては、障害者基本法による協議会（和泉市障がい者施策推進協議会）で協議し、意見聴取を行う（障害者総合支援法・児童福祉法）。

また、施策の方向性を明記するための課題等を当事者参加により整理するため、当事者や関係機関・団体を対象としたアンケートや市民ワークショップ、本計画に対する市民の意見を募るためにパブリックコメントによる意見聴取を実施する。

3. 第5次障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定にあたっての基本的な考え方

○今回より、第5次障がい者計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画を一体的に作成する。また、3つの計画の棲み分けを以下のとおり整理する。

- ・障がい者計画：基本理念や基本方針を基に、和泉市としての障がい児・者施策の基本的な方向性を定めるもの
- ・障がい福祉計画：障がい福祉サービス等について、国の基本指針や府の基本的な考え方に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの
- ・障がい児福祉計画：障がい児通所支援等について、国の基本指針や府の基本的な考え方に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの

○「確かな根拠に基づく政策立案」の観点から、必要なニーズ調査やデータ収集を行い、根拠資料の充実を図る。ニーズ調査にあたり、当事者及び関係機関・団体対象のアンケートやヒアリング・ワークショップ等の市民意識調査を行う。また、実証事例や学術研究成果等の収集を行い、和泉市としての目標を設定したうえで、施策立案に反映する。

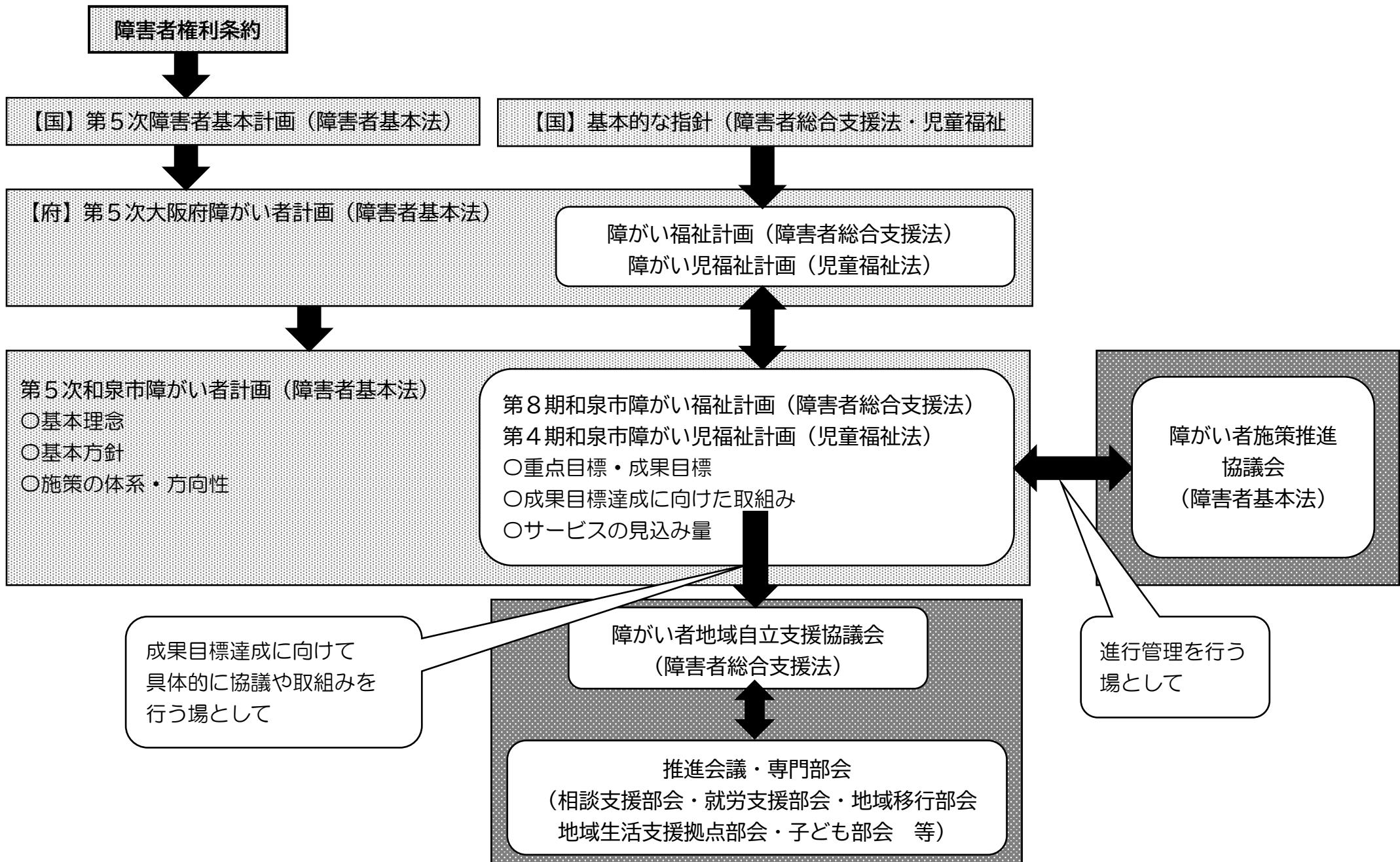
（1）第5次障がい者計画

- ・障がい児・者が、心身ともに健康で、障がいの有無にかかわらず自分らしく活躍し、暮らすことができるまちづくりを目指す。
- ・障がい児・者を取り巻く幅広い分野に対して、基本理念や基本方針を基に、横断的な視点により本市の障がい者施策の基本的な方向性を定める。
- ・障がいの有無にかかわらず自分らしく活躍し、暮らすことできる地域社会の実現に向け、地域住民、事業所等と協働して住民自治（地域福祉）の展開を整理する。
- ・施策の進捗状況についての進行管理を障がい者施策推進協議会で行うことにより、PDCAサイクルの実効性を確保する。

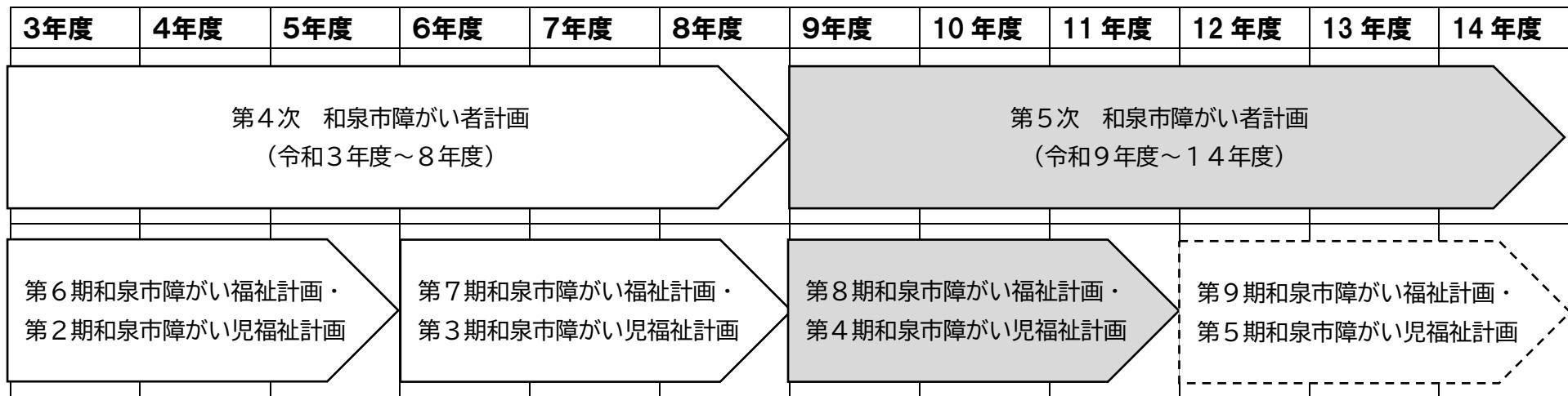
（2）第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画

- ・「国の基本指針」及び「府の基本的な考え方」、今後の市の人口動向を踏まえ、団体自治としてサービスの見込み量や提供体制の確保等に関して整理する。
- ・特に重要な課題として重点目標や成果目標を位置付ける。また、目標を達成するため、各分野における取組みの状況を分析する指標として、関連事業の活動指標を設定するとともに、和泉市障がい者地域自立支援協議会（専門部会含む）等での具体的な取組みを明記する。
- ・成果目標に対する進行管理を障がい者施策推進協議会で行うことにより、PDCAサイクルの実効性を確保する。

4. 障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ



5. 計画の期間



令和11年度を中間見直しの年度とし、法令等の改正、計画の進捗状況及び評価によって、「和泉市障がい者計画」部分の時点修正を検討します。また、「和泉市障がい福祉計画・和泉市障がい児福祉計画」部分についても、「国の基本指針」及び「府の基本的な考え方」に沿って必要な見直しを行うとともに、令和12年度から14年度のサービス等の見込量を算出し、「第9期和泉市障がい福祉計画・第5期和泉市障がい児福祉計画」を策定します。策定にあたっては、「国の基本指針」及び「府の基本的な考え方」に沿って、必要な現状把握の実施を検討します。

第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画 策定スケジュール

第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画策定にかかるニーズ調査について

1. 当事者アンケート調査

現在の暮らしの問題や課題、現状の施策に対する評価などを把握するための調査を実施する

(1) 対象者

①障がい者（18歳以上） 約4,000人

対象：障がい者手帳所持者

特定医療費（指定難病）受給者証所持者（障がい福祉サービス利用者）

区分	配布数	
身体障がい者手帳所持者	18～64歳	2,000人
特定医療費（指定難病）受給者証所持者	18歳以上	1,000人
療育手帳所持者	18歳以上	1,000人
精神障がい者保健福祉手帳所持者	18歳以上	1,000人

②障がい児（18歳未満）・医療的ケア児 約800人

対象：障がい者手帳所持者、通所給付利用者

③医療的ケア（障がい者・18歳以上） 約200人

対象：障がい福祉サービス利用者のうち、障がい支援区分認定調査の「5. 特別な医療に関連する項目」に「ある」がある人
日常生活用具（ネブライザー・電気式たん吸引器・パルスオキシメーター・人工呼吸器自家発電機）の支給歴がある人

（2）調査方法

郵送配付、郵送回収(調査票表紙に QR コードを記載し、Web 回答も可能とする)

（3）設問設計

別紙参照

2. 関係機関・関係団体アンケート調査

サービスの提供状況・今後の見通し、現状の問題や課題などを把握するための調査を実施する

（1）対象者

調査対象	想定対象数	実施手法
障がい福祉に関わる団体	5団体	メール配付・WEB 回答
福祉サービス提供事業者	220 事業所程度	メール配付・WEB 回答

（2）調査方法

メール等配付・WEB 回答

（3）設問設計

基本的な属性や提供サービスに関する設問の他、連携・情報交換の希望、差別・合理的配慮・防災、そのほか、今後の障がい者福祉に関するご意見や市への要望等を把握する。

強度行動障がい、医療的ケア児者に関しては、主に事業所を対象に、支援の実施状況、受け入れ可能性を、支援を積極的に検討するために(また、支援を継続するために)市に求めることなどを把握する。

3. ワークショップ

困りごとや課題、課題解決のために必要な取り組み等に関する当事者・地域の支援者等の意見聴取を行うため、ワークショップ等のイベントを3回実施予定。